

平成30年度 事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(基本方針)

1. 法人経営方針

筑紫野市の放課後児童健全事業は法人(「保護者」と「職員」)が行政と協力しながら「1人親家庭・留守家庭の子どもたちのために」運営している。「子どもを中心にした安心・安全な保育」のためには、より良い保育事業の実施はもとより、それらに係る経費と運営の永続性(職員の永年勤続保障)を鑑みた経営を目指さねばならない。法人役員は各放課後児童クラブ選出の「保護者」である。組織経営に関する勉強を重ねながら、自主財源と委託料のバランスを意識して「子どもたちのための物や環境整備」「職員の待遇改善」など、保護者も職員も「安心して働くことが出来る」法人経営を目指す。

2. クラブ運営方針

保護者全員が法人の構成員(出資者)であり、経営に携わる一員である事を理解し「保育料の滞納がないクラブ運営」を目指す。法人理念に基づき「子どもの豊かな育ちを育み、子どもを取り巻く大人が共に育ちあう」を大切に、保護者同士、保護者会、支援員は普段から「報告・連絡・相談」を密にしながら、互いに協力して「保育方針に基づく保育の実現」を目指す。

3. 平成30年度の重点課題

① 行政との連携

・児童クラブの設置目的である、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたちの支援施設として「きめ細かな保育、子どもの健全な育成に資するため」に最も適切な支援が総合的に受けられるように行政と良好な関係性を保ち実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

② 保育料等の完納対策の強化

- ・ガイドライン、誓約書の遵守での納入の促し。
- ・事務局職員による催促等の実施。
- ・入会金未納、3か月以上未納者には退所勧告をする。

③ 地域団体との連携・コミュニケーションの強化

- ・コミュニティセンター主催事業への参加
- ・地域交流(自然災害・地域マップ等の提言)への積極的参加